

## ◆後期高齢者医療 被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割又は3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上(※)である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の1又は2に該当する場合は、小石原庁舎 保健福祉課もしくは宝珠山庁舎 総合窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

### 1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

### 2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①又は②に該当)

① 本人の収入が383万円未満

② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯主である被保険者の市町村民税の課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額が、145万円未満となる時は、1割の自己負担割合となります(この場合の届出は不要です)。

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合、同じ世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から33万円を控除した金額)の合計額が210万円以下の場合、1割の自己負担割合となります(この判定方法は平成27年1月1日以降適用され、届出は不要です)。



お問合せ

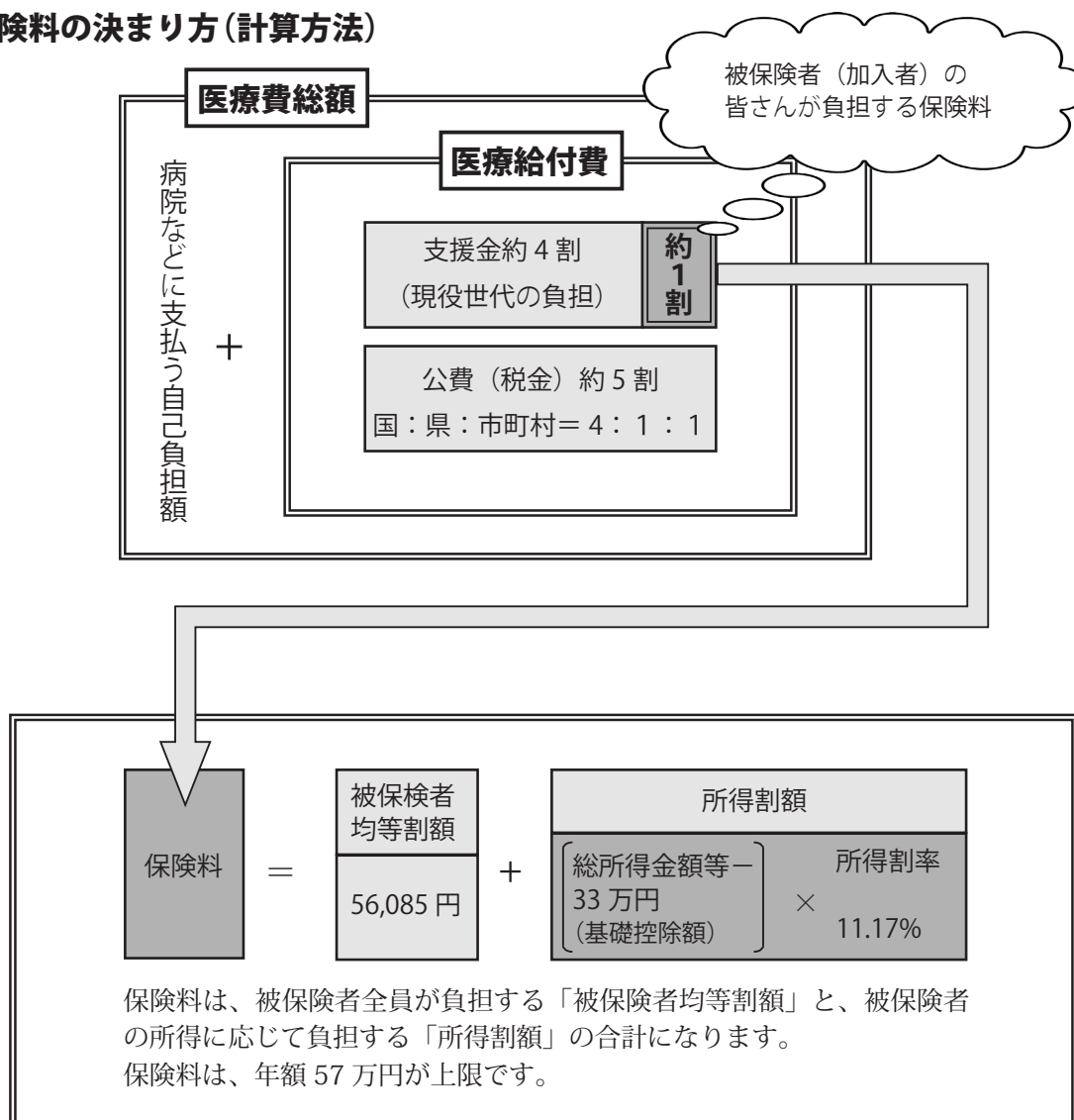
東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課 (電話: 74-2311)

保険料は、平成 28 年中の所得金額と世帯（注 1）の状況を基に算定を行い、決定します。

（注 1）：「世帯」とは、平成 29 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

被保険者（加入者）の皆さんへ「平成 29 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を 7 月中旬にお届けします。

● 保険料の決まり方（計算方法）



- ・ 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ・ 保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2 年ごとに見直されることとなっており、平成 28 年度に改定されています。
- ・ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- ・ 例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が 153 万円以下の場合、総所得金額等は 33 万円以下となるため所得割額はかかりません。

## ◆保険料の軽減について

### ●均等割額の軽減

平成 29 年度では、平成 28 年度の保険料軽減措置（被保険者均等割の 9 (7) 割・8.5 (7) 割（注 2）・5 割・2 割軽減）を継続して行います。

（注 2）：原則は「7 割軽減」ですが、特例措置により「9 割軽減」、「8.5 割軽減」となっています。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（注 3）の合計額
	平成 29 年度	
9（7）割軽減	5,608 円	【33 万円（基礎控除額）】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない）】
8.5（7）割軽減	8,412 円	【33 万円（基礎控除額）】以下
5 割軽減	28,042 円	【33 万円（基礎控除額） + 27 万円×被保険者数】以下
2 割軽減	44,868 円	【33 万円（基礎控除額） + 49 万円×被保険者数】以下

（注 3）：軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15 万円」となるなど、例外があります。

### ●所得割額の軽減

総所得金額等が 91 万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で 211 万円以下）の人は、所得割額が 2 割軽減となります。

### ●被用者保険（注 4）の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が 7 割軽減（注 5）となります。また、所得割額はかかりません。

（注 4）：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

（注 5）：ただし、均等割額の軽減が 9 (7) 割軽減、8.5(7) 割軽減に該当する方は、それぞれ 9 (7) 割軽減、8.5(7) 割軽減が優先されます。

## ◆保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、東峰村役場 保健福祉課（電話：74-2311）へご相談ください。

お問合せ

東峰村役場小石原庁舎 保健福祉課（電話：74-2311）

## ◆平成 29 年度 8 月から後期高齢者医療制度の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。この上限額が平成 29 年 8 月から下表のように変わります。

平成29年7月まで			平成29年8月から	
適用区分	外来	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
	(個人ごと)			
現役並み 課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円(※2)>
一般 課税所得 145万円未満の方 (※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円(※2)>
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

- ・今までに高額療養費の支給申請をいただいた方については、再度ご申請をいただく必要はありません。
- ・支給する高額療養費があるが、振込先口座の登録がない方には「高額療養費の支給申請について(お知らせ)」をお送りしますので、市(区)町村の窓口で申請してください。一度申請いただくと、次回から振込先口座に自動的に振り込みます。
- ・診療月の翌月1日から2年を過ぎると申請できません。

## ◆平成 29 年度 10 月から後期高齢者医療制度の被保険者で医療療養病床に入院している方の光熱水費の負担が変わります。

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月~ 平成30年3月	平成30年4月~
・医療の必要性の低い方	320円	370円	370円
・医療の必要性の高い方 (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

- ・平成 29 年 10 月から、医療療養病床に入院している 65 歳以上の皆さまの光熱水費のご負担額を上表のように見直します。
- ・ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

お問合せ

福岡県後期高齢者医療広域連合 (電話: 092-651-3111)

## 総務課

### ◆平成 29 年度 東峰村職員採用試験案内 (平成 30 年 4 月 1 日採用)

#### 1 試験日

- ・第 1 次試験 平成 29 年 9 月 17 日 (日) 【教養試験・適性検査】
- ・第 2 次試験 平成 29 年 10 月 29 日 (日) (予定) 【課題論述試験】
- ・第 3 次試験 平成 29 年 11 月 12 日 (日) (予定) 【面接試験】

#### 2 受付期間

- ・平成 29 年 7 月 3 日 (月) から平成 29 年 8 月 18 日 (金)
  - 申込書持参の場合の受付時間  
8 : 30 ~ 17 : 15 (土曜・日曜・祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
  - 郵送の場合は 8 月 18 日 (金) 必着

#### 3 試験の区分及び採用予定数等

試験区分	採用予定数	仕事の内容
一般事務	2 名	一般行政職の事務に従事します。

#### 4 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務	昭和 62 年 4 月 2 日から平成 12 年 4 月 1 日までに生まれた者

(注意) この試験を受けられない者

ア. 日本国籍を有しない者

イ. 地方公務員法第 16 条に該当する者

- ・成年被後見人又は被保佐人 (民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・東峰村において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 5 試験日・試験会場

	試験日	試験区分	試験科目	試験会場
第 1 次試験	9 月 17 日 (日) 受付開始 9 : 00 試験開始 10 : 00 試験終了 14 : 00	一般事務	教養試験 適性検査	宝珠山基幹集落センター 2 階 東峰村大字宝珠山 6425 番地 TEL(0946)-72-2311